

兵庫県県民生活審議会－第4回参画・協働推進委員会

- 1 日 時 平成27年12月24日（木）14：00～
- 2 場 所 兵庫県民会館7階 会議室 ばら
- 3 参加者 委員：小西委員長、北野委員、野崎委員、山下委員
県側：東元県民生活局長、瀬上県民生活課長、
小藤県民生活課副課長、小島主幹（ふるさと推進担当）、
久戸瀬協働推進室長、木村 NPO・ボランティア活動支援班長、
ほか関係職員
- 4 議 事 ・参画と協働の推進方策の改定について（意見交換）
・県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針の改定について（報告）

5 主な内容

〈参画と協働の推進方策の改定について〉

*参画と協働の推進方策の改定について、事務局から説明をお願いします。

（A委員）

【資料説明（要旨）】

*参画と協働条例の中で県民同士のパートナーシップと県民と行政のパートナーシップの二つの場面を想定して、それらを支援・推進する施策を全庁的に展開するために、「地域づくり活動支援指針」と「県行政参画・協働推進計画」を定めることとされている。参画と協働の推進方策はこの二つを総称したものである。方策の前段には指針と計画に共通するものとして推進方策の趣旨、基本的な考え方を記載し、その次に「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」をまとめている。現行の方策は27年度で運用期間が満了するため、県民意識調査や県民ボランティア活動検証、県民生活審議会での審議等も踏まえて今回見直しを行うものだ。前段の基本的な考え方のところでは、条例が施行されて10年以上が経過したことや県生審の審議を踏まえ記述を集約、整理した。「地域づくり活動支援指針」と「県行政参画・協働推進計画」については、現行は活動の発展段階に沿って項目が並べられているが、情報提供、人材育成、広域連携促進といった分野に県の施策を重点化すべき、といった現場の意見を踏まえて、条例に掲げられた項目に沿って並べさせていただいた。ただ切り口は変えたが、内容は大きく変わっているところはなく、部分的に追加、修正した。最後に、「参画と協働の推進に向けて」のところ、県が現在取り組んでいる地域創生を進める上で参画と協働が必要だという記載をしている。（事務局）

【協議】

- *「地域づくり活動支援指針」と「県行政参画・協働推進計画」という性格の違うふたつのものを一つにまとめたことの無理が出てきているのではないか。「県行政参画・協働推進計画」の方は行政の民主化が目的だったが施策のメニューは増えなかった。ただ、今まで通りの内容は今回の案に盛り込まれているのでこれでいいのではないかと思う。(D委員)
- *推進方策で述べられる内容の主語は県だがこれを使う人にとってどうかという問題がある。現行のように活動のプロセスに分けて項目を整理すると後から項目を追加できるという利点もある。ただ実際に活動する人から県のレベルでは今回の案の方が使い勝手が良いという意見もあったので今はこの形がいいと考えている。(A委員)
- *柱立てに使う要素はこれ以上分けようがないので、職員もこれが使いやすいのではないか。使うのは県の職員であって県の政策プロセスに沿った整理で良いのではないか。(D委員)
- *そのために最後のところで地域創生を進める上でも、参画・協働が重要だという旨を記載した。(A委員)
- *この普遍的な側面を持つ推進方策に、地域創生などトピック的なものを入れて良いのかどうかという問題がある。入れた方が関心を引いて、分かりやすいが、どちらがいいだろうか。(D委員)
- *この推進方策を使う人は県の職員だろう。(C委員)
- *実際はそうだがあまりそのことを前面に出すべきではない。(A委員)
- *だが県職員もまた県民であるので、県民の側にたって考え主張し作るということが基本になるのではないか。政治が変わっても変わらない基本的なことを書けば良い。(B委員)
- *自分たちのことを自分たちで決めていくことができる、その主体的な取組のよりどころとしてこの推進方策を作ったので、その精神を生かせればと思っている。(A委員)
- *県民は行政を通じてしか県民に訴えかけることができない。きっちりと県民の声を伝達してほしい。(B委員)
- *5年で大きく書くべき内容が変わるものではないだろう。(C委員)
- *計画と指針という二つの性格の違いについての説明を「基本的な考え方」の箇所から大幅に削っているがこれはよいのだろうか。たとえば行政の民主化は県が自前でできることなので「計画」という言い方になっている。(D委員)
- *あまり前段の説明を落とすと特色がなくなってしまうので残しておきたい気持ちもあるが、県民の間に参画と協働の考え方が浸透しているので書かな

くてもいいという考え方もあるだろう。(A委員)

- * 県と市町の推進方策は違う。県の推進方策からある程度具体性がなくなるのは仕方がないだろう。市町のレベルではこの指針と計画は一つになってしまうが県ではそれを切り分けるためにこの推進方策があると思う。(C委員)
- * 一緒にはならないのではないか。だから参画協働条例を作るときに条例に地域づくり活動支援と県行政の民主化の両方をいかに入れるかということが難しいところだった。(D委員)
- * そこがポイントだった。県行政への参画協働だけでは震災の経験が生かせない。震災のことを生かすためには地域づくり活動への参画にも取り組まないといけない。この推進方策はそのためのよりどころとなるものだ。(A委員)
- * 県は県民生活に密着した支援をするが、市町と違い、県民は県民局と本庁の両方に関わることになるので県民の負担とならないように注意してほしい。(B委員)
- * 従来よりも使い勝手がいいように変えてもいいと思う。そして今県が取り組んでいる地域創生を入れた方がイメージがわくと思うので入れた方がいいだろうと思う。(A委員)
- * 地域創生のような時流的な話題は拡散させて盛り込めば名前を出さなくてすむし、どちらにするかだ。(C委員)
- * 市町の地域創生総合戦略の内容は住民の活動を行政が支援するというものが大半で、地域づくり活動にシフトしている。県の総合戦略にも県行政の民主化という点は問題になっていない。今回の推進方策の改定に当たって参考とされた県民生活審議会の提言にも行政の民主化は盛り込まれていない。その意味で行政の民主化は薄くなっている傾向にある。(D委員)
- * 地域創生総合戦略をたて、実施するに当たって参画と協働によって進めるといことになるのではないか。(A委員)
- * しかし、総合戦略はすでにほとんど作られてしまっていて、これからどう交付金がつき、どう事業化するかという話にすでに移っている。(D委員)
- * ところで、県はだいぶ前から長期計画といわずにビジョンといっているが、市町は計画といって変わらない。(A委員)
- * やはり基本構想、基本計画、実施計画という三層構造の政策フォーマットが時代遅れといわれつつも分かりやすく使いやすいのかもしれない。5年くらいのアクションプランをローリングさせていくということを少しずつやり始めているがまだ少数だ。(D委員)
- * 時間とお金をかけて作った数字もすぐに意味がなくなってしまう。(A委員)
- * ただ内容を見ると人口などの目標に数字を入れなくなったし、5年で見直しをする。名前は計画でも内容はビジョン的になってきている。それに市町の

場合はかつては法律に根拠がある仕組みだったので県のように自由にはできなかった。(D委員)

- *夜間人口ベースで考えるのもそろそろやめた方が良くはないか。夜間人口ベースをやめない限り人口の奪い合いになってしまう。それに出生率を上げても人口はいずれ減るし、出生率を下げても再生産率を上げることは可能だ。人口もダブルアカウンタすればいいと思う。(A委員)
- *人口は減ることを前提にして、減り方を緩める計画を作っている。(D委員)

〈県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針の改定について〉

- *さて、県民ボランティア活動促進基本方針について事務局からの説明をお願いします。(A委員)

【資料説明(要旨)】

前回の当委員会の中でいただいたご意見のなかで、「適切な」という表現をやめる、行政が持っている地域課題解決に役立つ情報の活用が重要である、「災害救援ボランティア」という用語を「災害ボランティア」に改める、市町合併によって余った公的施設の活用が重要であるといったご意見については本文に反映した。中間支援という言葉の説明はパブリック・コメントの段階で用語集などの形で説明する。基本方針の定期的な見直しについては公表する際に併せて明示する。NPOと行政の協働会議の仕切り直しやボランティア活動の質の充実が重要であるというご意見については 事業実施段階で十分配慮していきたい。(事務局)

- *5年で見直すというのは基本方針の中で明示したらどうか。(A委員)
- *基本方針そのものの中にはなく、方針の趣旨的な説明等の記載に併せて書き込みたい。(事務局)